

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL 054-253-5580
FAX 054-253-5589
[インターネット]

<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会

検索

ご注意ください！！

平成30年4月サービス分以降、以下のサービスが終了します！！

- ①サービス種類：介護予防訪問介護 サービスコード：61
- ②サービス種類：介護予防通所介護 サービスコード：65
- ③サービス種類：訪問型みなしサービス サービスコード：A1
- ④サービス種類：通所型みなしサービス サービスコード：A5

★介護予防訪問介護（61）と介護予防通所介護（65）について

平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始した保険者において、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービスコードが平成30年3月で終了となります。（平成29年4月以前から開始した保険者も含め全保険者において終了）

平成30年4月サービス提供分以降、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス種類で請求される請求明細書は返戻されます。

★訪問型みなしサービス（A1）と通所型みなしサービス（A5）について

平成27年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービスの有効期間（3年）が満了となるため、訪問型みなしサービスと通所型みなしサービスは平成30年3月で終了となります。

※他県保険者は、みなしサービスの期間延長はあり得ますが、静岡県内保険者で、みなしサービスの期間延長はありません。

平成30年4月サービス提供分以降、訪問型みなしサービスと通所型みなしサービスで請求される請求明細書は返戻されます。

提出期限間近です！！

平成30年4月より、介護給付費の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

現在、帳票による請求をおこなっている事業所で、平成30年4月以降も帳票による請求を行う予定で、例外規定に該当している事業所は、平成30年3月31日までに、「免除届出書」を国保連合会に提出してください。

「免除届出書」は、静岡県国保連合会HP内に掲載しております。「免除届出書」は3種類ありますので、該当するものを選択し、ご提出いただくようお願いいたします。

掲載場所：介護保険事業者の皆様へー介護報酬の請求方法についてー平成30年4月以降の介護給付費の請求について（ISDN請求の廃止・書面による請求の原則廃止）

請求事務を担当される方は、御一読ください。